

○事業者と連絡が取れない場合があります。複数の連絡手段を調べておきましょう。

○少しでも不安に思ったら早めに消費生活センター等へ相談しましょう。

消費者ホットライン「188（いやや!）」

お住まいの地域の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

〈参考資料〉

国民生活センター スポーツジム等の契約トラブルにあわないために—契約・解約時に確認したいポイント—

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240124_2.html

「困ったな」「おかしいな?」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受付け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け)、情報提供などを行います。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188（全国共通・局番なし3桁）番で、最寄りの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。（年末年始除く）

2. 出前講座「いばらき 暮らしのセミナー」をご利用下さい！

様々な消費者トラブルが多発している現状を踏まえ、消費生活に関する知識の普及や消費者被害の未然防止を図るために、学校の授業、新入社員研修、地域一般消費者グループが開催する講座や講演会などに、講師を無料で派遣しています。

〈主な講座内容〉

- (1) 暮らしと契約の基礎知識
- (2) 若者を狙う悪質商法と対処法
- (3) 高齢者を狙う悪質商法と対処法
- (4) 18歳になったら変わる消費生活
- (5) こどもの携帯・インターネットトラブル注意報
- (6) インターネット契約トラブル
- (7) 多重債務に陥らないために
- (8) 食の安全・安心等について（食品の安全性、表示等）

※これ以外の内容でも派遣講師が対応可能であれば、お受けできるものもありますので、ご相談下さい。

※原則として、セミナーの開催時間は午前10時から午後5時まで、1回60分以内です。

詳しくは茨城県消費生活センターHP「いばらき消費生活なび」をご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/seminar.html>

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが
mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL : 029-224-4722

FAX : 029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■